

平成31年3月15日
熊本地方法務局

報道発表資料

平成30年における「人権侵犯事件」の状況について(概要)

(問合せ先)

熊本地方法務局人権擁護課(担当:清水)

TEL 096-364-2145(内線411)

FAX 096-364-0417

平成30年における「人権侵犯事件」の状況について（概要）

法務省の人権擁護機関（以下「人権擁護機関」といいます。）は、人権侵犯事件調査処理規程（平成16年法務省訓令第2号，以下「処理規程」という。）に基づき、人権を侵害されたという申告等を端緒に，その被害の救済，予防等に努めています。

人権擁護機関である熊本地方法務局及び熊本県人権擁護委員連合会が，平成30年1月から同年12月までの間に取り扱った「人権侵犯事件」の状況は，下記のとおりです。

記

1 人権侵犯事件数の動向〔別紙1〕

(1) 新規救済手続開始件数【別紙1中の表1・図1】

平成30年中の新規救済手続開始件数は299件で，対前年比で46件（13.3%）減少した。

（内訳）

- ◆ 公務員等の職務執行に関する人権侵犯事件数が82件（対前年比43件（34.4%）減少）
- ◆ 私人等に関する人権侵犯事件数が217件（対前年比で3件（1.4%）減少）

(2) 処理件数【別紙1中の表1・図2】

平成30年中に処理した人権侵犯事件数は300件で，対前年比で49件（14.0%）減少した。

（内訳）

- ◆ 公務員等の職務執行に関する人権侵犯事件が87件（対前年比39件（31.0%）減少）
- ◆ 私人間等における人権侵犯事件が213件（対前年比10件（4.5%）減少）

処理区分別にみると，措置の内容としては，「援助」^{（注1）}が282件（全処理件数の94.0%）で大多数を占めており，「侵犯事実不明確」^{（注2）}が14件（同4.7%），「要請」^{（注3）}が3件（同1.0%），「調整」^{（注4）}が1件（同0.3%），「啓発」^{（注5）}が1件（同0.3%）となっている^{（注6）}。

なお、特に重大・悪質な事案に関して、文書をもって是正等を求める「勧告」や刑事訴訟法の規定に基づく「告発」として処理した事案はなかった。

(注1) 法律上の助言を行ったり、関係行政機関や関係ある公私の団体等を紹介すること

(注2) 人権侵害の有無が確認できなかったこと

(注3) 被害の救済又は予防について実効的な対応ができる者に対して必要な措置を執るようを要請すること

(注4) 当事者間の関係調整を行うこと

(注5) 事件の関係者や地域社会に対し、人権尊重に対する理解を深めるための働きかけを行うこと

(注6) 事件は1件で複数の措置を講ずる場合等があるため、処理件数と処理内訳の合計件数は必ずしも一致しない。

(3) 特別事件

新規に救済手続を開始した人権侵犯事件数のうち、特別事件（処理規程第22条に規定されている重大な人権侵犯事件）の件数は17件で、前年に比べて11件（39.3%）減少した。

2 人権侵犯事件の類型別新規救済手続開始件数の動向 [別紙1]

(1) 住居・生活の安全関係事案（図3）

住居・生活の安全関係事案は121件（対前年比で21.0%増加）で、全事件数の40.5%を占めている。

(2) 学校におけるいじめ事案（図4）

学校におけるいじめ事案は71件（対前年比で29%減少）で、全事件数の23.7%を占めている。

(3) 暴行・虐待事案（図5）

暴行・虐待事案は38件（対前年比20.8%減少）で、全事件数の12.7%を占めている。

(4) プライバシー関係事案（図6）

プライバシー関係事案は16件（対前年比60%増加）で、全事件数の5.4%を占めている。

このうちインターネットによるものの割合が81.3%（13件）を

占めている。

(5) 強制・強要事案（図7）

強制・強要事案は16件（対前年比48.4%減少）で、全事件数の5.4%を占めている。

(6) 労働権関係事案（図8）

労働権関係事案は12件（対前年比20%減少）で、全事件数の4.0%を占めている。

このうち、パワーハラスメントに関する事案の割合が50%（6件）を占めており、集計を開始した平成26年以降、労働権関係事案のうち、高い割合を占め、職場内におけるいじめや嫌がらせ等の問題が深刻な状況にある。

(7) 教職員関係事案（図9）

教職員関係事案は7件（対前年比58.8%減少）で、全事件数の2.3%を占めている。

このうち、体罰事案が1件（対前年同）である。

(8) 差別待遇事案（図10）

差別待遇事案は7件（対前年比36.4%減少）で、全事件数の2.3%を占めている。

内訳では、障害者に関するものが4件、外国人に関するものが2件、その他の差別待遇が1件となっている。

3 その他特徴的な新規救済手続開始件数の動向

インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件（図6）は13件（対前年比260%増加）で、全体の件数が減少する中、大幅に増加している。

4 法務省の人権擁護機関における取組

法務省の人権擁護機関では、相談体制を整備する観点から、「子どもの人権110番（平成18年4月設置）」、「女性の人権ホットライン（平成12年7月3日設置）」を専用相談電話として設置するとともに、各専用相談電話を活用した強化週間の実施、外国語人権相談ダイヤルの実施、インターネットによる人権相談、小・中学校の全児童・生徒を対象とした「子

どもの人権SOSミニレター」の配布，社会福祉施設，高齢者福祉施設等における特設人権相談所開設等の諸施策を実施して，子ども，女性，高齢者及び外国人等をめぐる人権問題の解決に努めるとともに，常設人権相談電話の全国統一化（ナビダイヤル化：「みんなの人権110番」「女性の人権ホットライン」「外国語人権相談ダイヤル」，フリーダイヤル：「子どもの人権110番」）を実施するなど，実効的な人権救済のための様々な施策を講じている。

また，熊本地方法務局と熊本県人権擁護委員連合会では，熊本地震による被災者が抱える人権問題を解決に導くことを目的として，熊本地震発生後から避難所や仮設住宅等を訪問して被災者に声かけを行ってきたが，引き続き，仮設住宅やみなし仮設住宅を訪問し，人権相談窓口の案内を行う寄り添い型の人権相談活動を実施している。

4 取り扱った具体的事例

【事例1：飼い犬の吠える声による生活権侵害事案】

相手方が自宅で飼っている4頭の中型犬の吠える声が，昼夜を問わず長時間に及んでおり，その声でテレビの音が聞こえなくなったり，会話ができなくなる等，近隣に住む被害者が生活権を侵害されているとして相談を受けた事案である。

法務局は，保健所と連携し，相手方に対し，飼い犬の吠える声が騒音として近所に迷惑をかけていること，動物の所有者等が負う飼育上の注意義務等を粘り強く説明したところ，相手方はこれを理解した上で認め，飼い犬の譲受け先を探すなど，その解決に向けて対応するに至った。

被害者は，相手方の対応に理解を示して納得し，当事者双方が歩み寄り，一定の合意に至った。（措置：「調整」）

【事例2：インターネット上のプライバシー侵害及び名誉毀損事案】

インターネットの掲示版上に，被害者の氏名等個人情報に掲載された上，被害者を中傷する内容が投稿され，被害者自身でサイト管理者に対して削除を依頼したが応じてもらえなかったとして，法務局へ相談がされた事案である。

法務局が調査した結果，当該投稿は被害者のプライバシーを侵害し，か

つ、名誉を毀損するものと認められたため、法務局から当該サイト管理者に対し削除要請を行ったところ、対象の投稿が削除された。

(措置：「要請」)

【事例3：インターネット上のプライバシー侵害及び名誉毀損事案】

インターネット上のSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）において、なりすましアカウントにより被害者の氏名及び顔の画像等が掲載されていたところ、被害者自身でSNSの運営会社に対し、なりすましアカウントの削除を依頼したが応じてもらえなかったとして、法務局へ相談がされた事案である。

法務局で調査した結果、当該アカウントは被害者のプライバシーを侵害するものと認められたため、法務局からSNSの運営会社に対し削除要請を行ったところ、当該アカウントは削除されるに至った。(措置：「要請」)

5 参考資料

■別紙1：人権侵犯事件統計資料（平成30年1月～12月）【表1】

人権侵犯事件の新規開始件数及び処理件数の推移

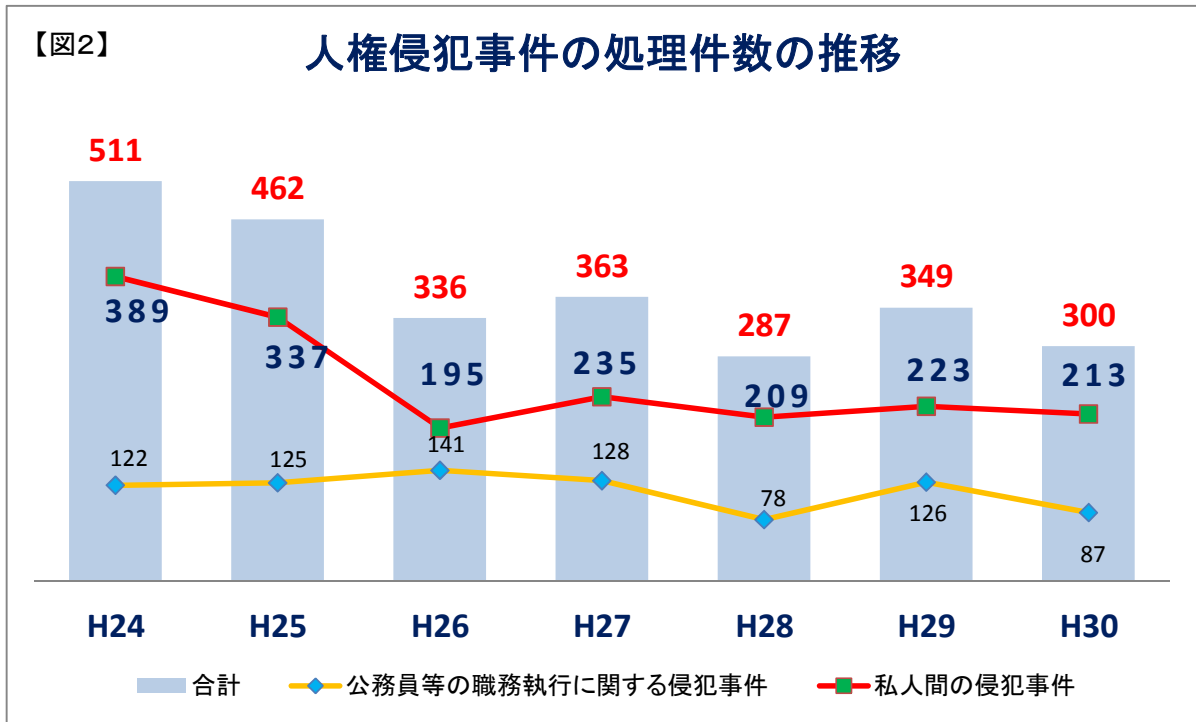
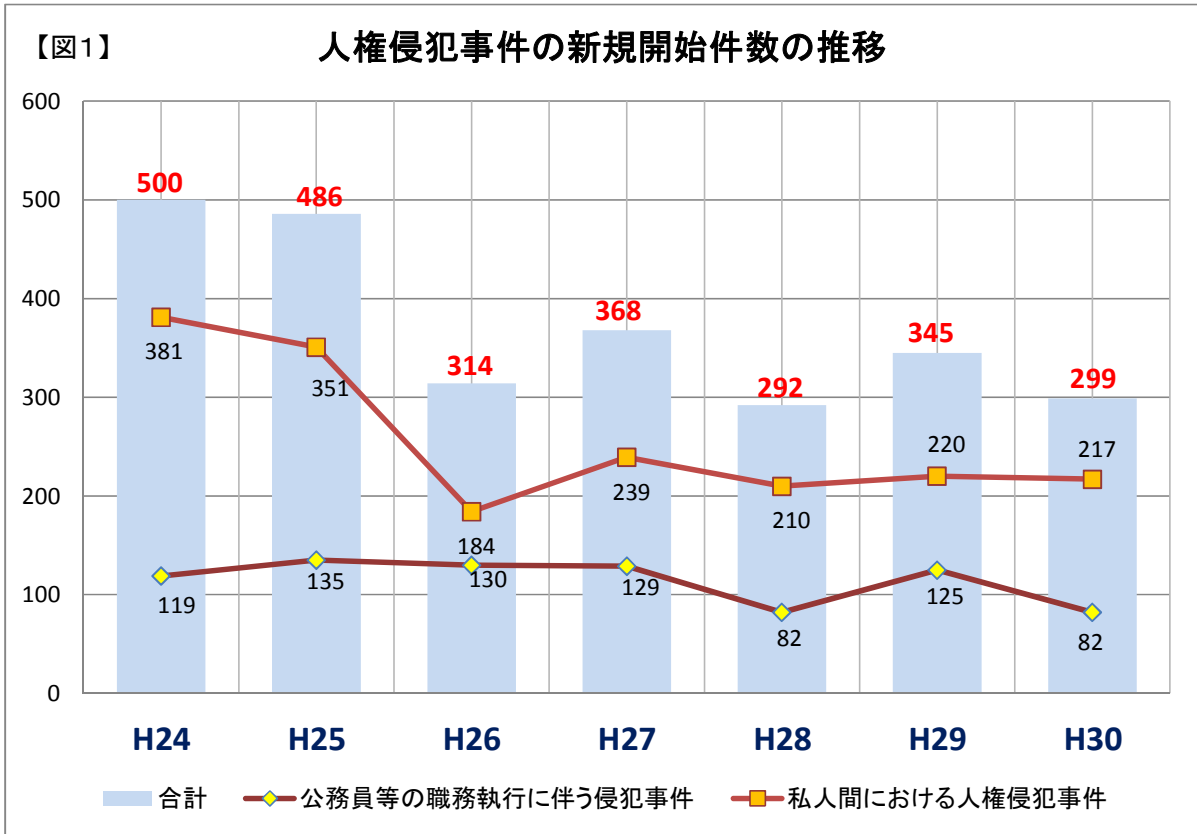
- ・人権侵犯事件の新規開始件数の推移【図1】
- ・人権侵犯事件の処理件数の推移【図2】
- ・類型別人権侵犯事件の推移【表2・図3～図10】
- ・学校における人権侵犯事案の推移【表3・図11】

■別紙2：「女性の人権ホットライン」統計資料

■別紙3：「子どもの人権110番」統計資料

■別紙4：「子どもの人権SOSミニレター」相談内容別受理件数の動向

人権侵犯事件の新規開始件数及び処理件数の推移



類型別人権侵犯事件の推移

【表2】

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
住居・生活の安全関係	159	110	43	89	63	100	121
学校におけるいじめ	85	99	99	101	64	100	71
暴行・虐待	70	55	30	51	45	48	38
プライバシー関係 うちインターネットによるもの	22 (5)	46 (24)	30 (11)	14 (6)	13 (3)	10 (5)	16 (13)
強制・強要	74	116	45	43	45	31	16
労働権関係 うちパワハラに関するもの	31	15	25 (18)	26 (16)	26 (11)	15 (10)	12 (6)
教職員関係 うち体罰に関するもの	19 (8)	28 (10)	23 (6)	21 (7)	15 (6)	17 (1)	7 (1)
差別待遇	13	4	5	13	11	11	7

図3

住居・生活の安全関係

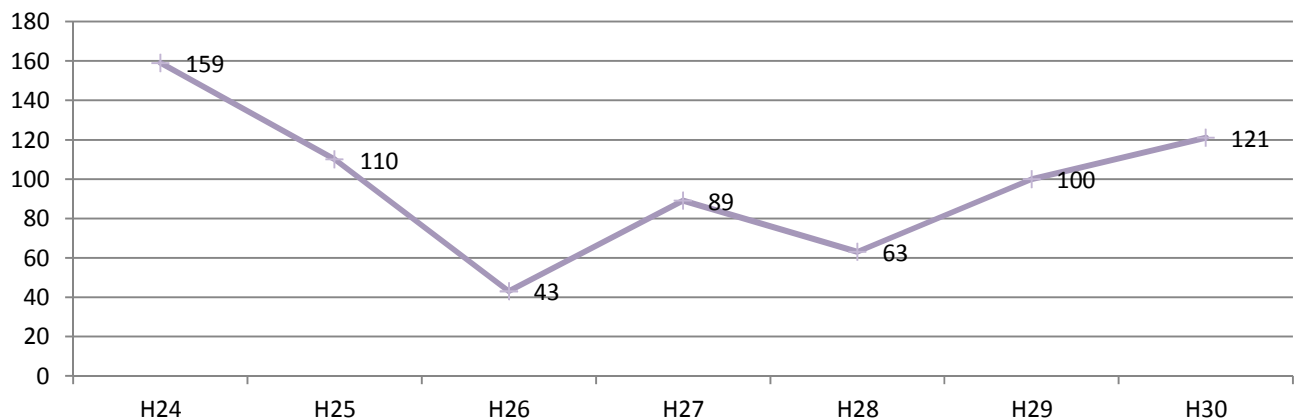
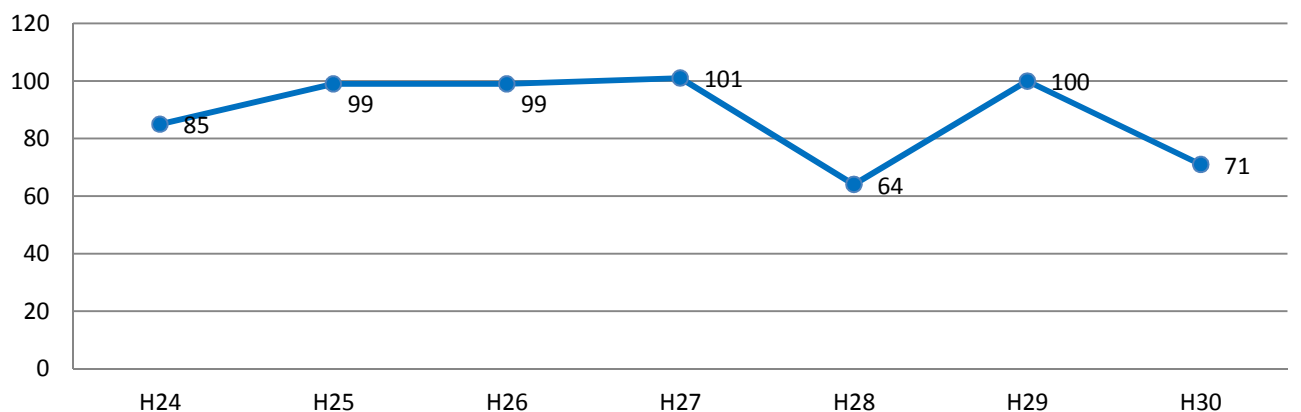
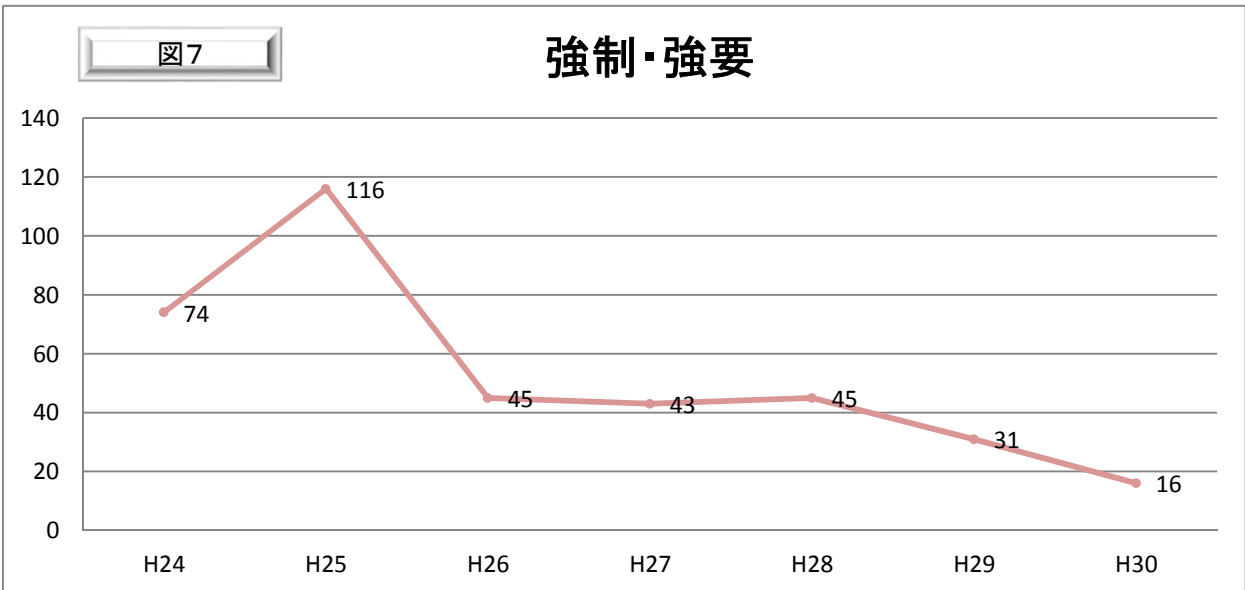
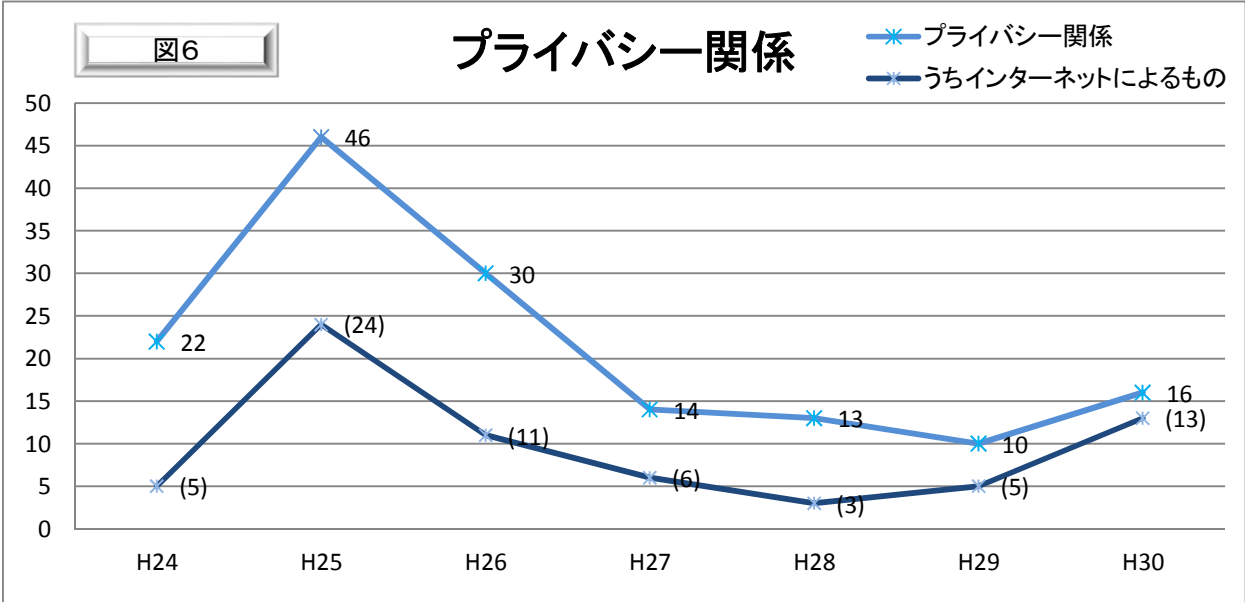
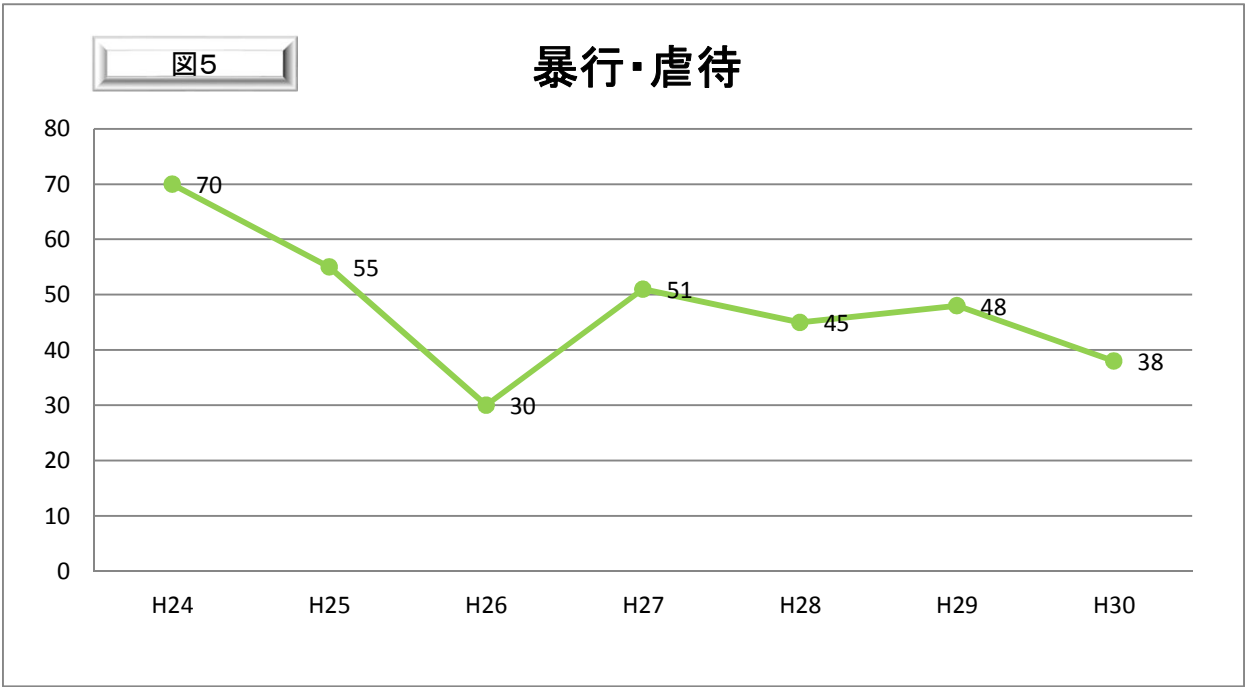
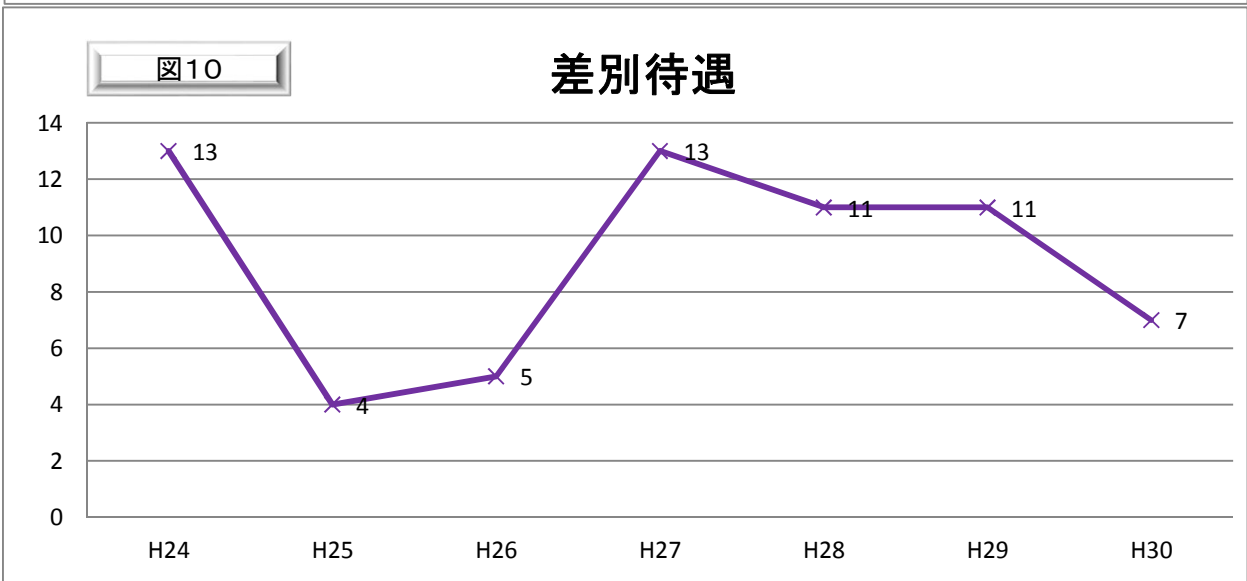
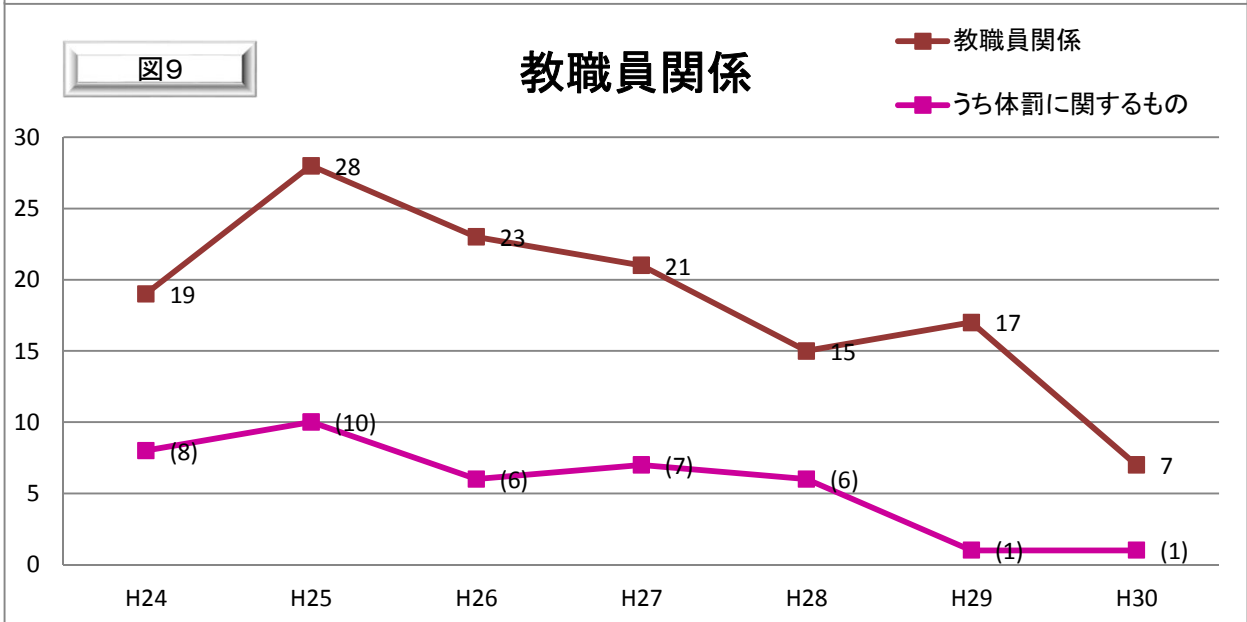
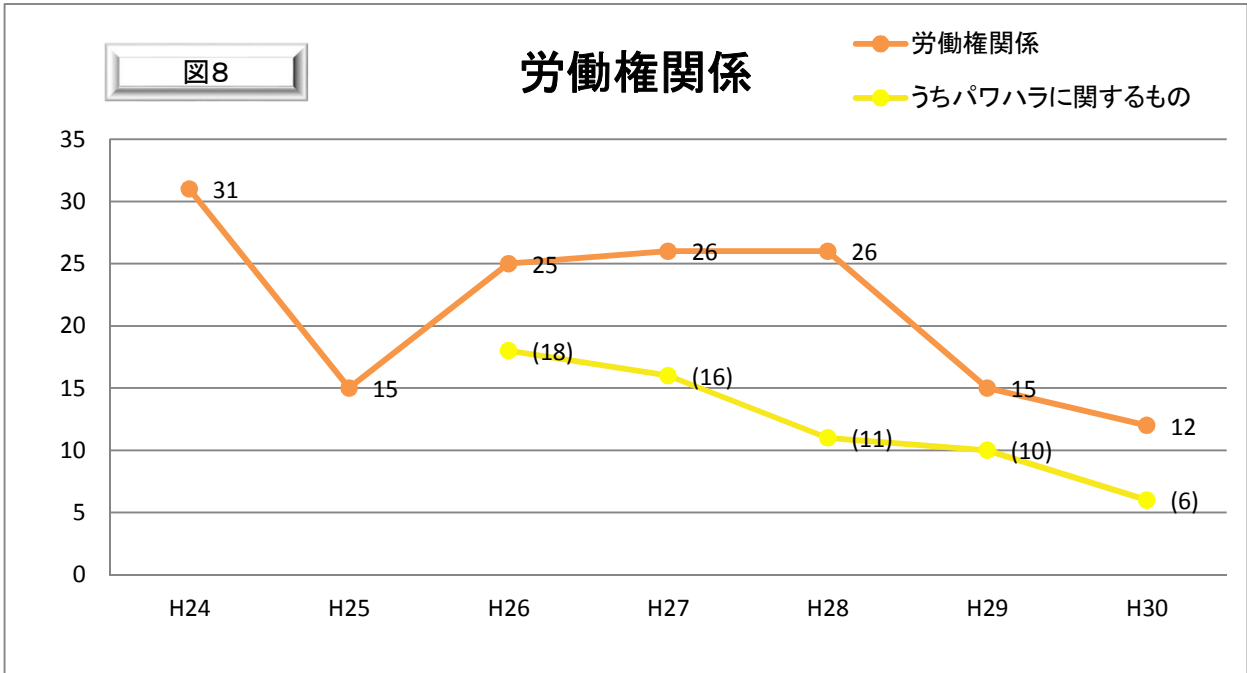


図4

学校におけるいじめ



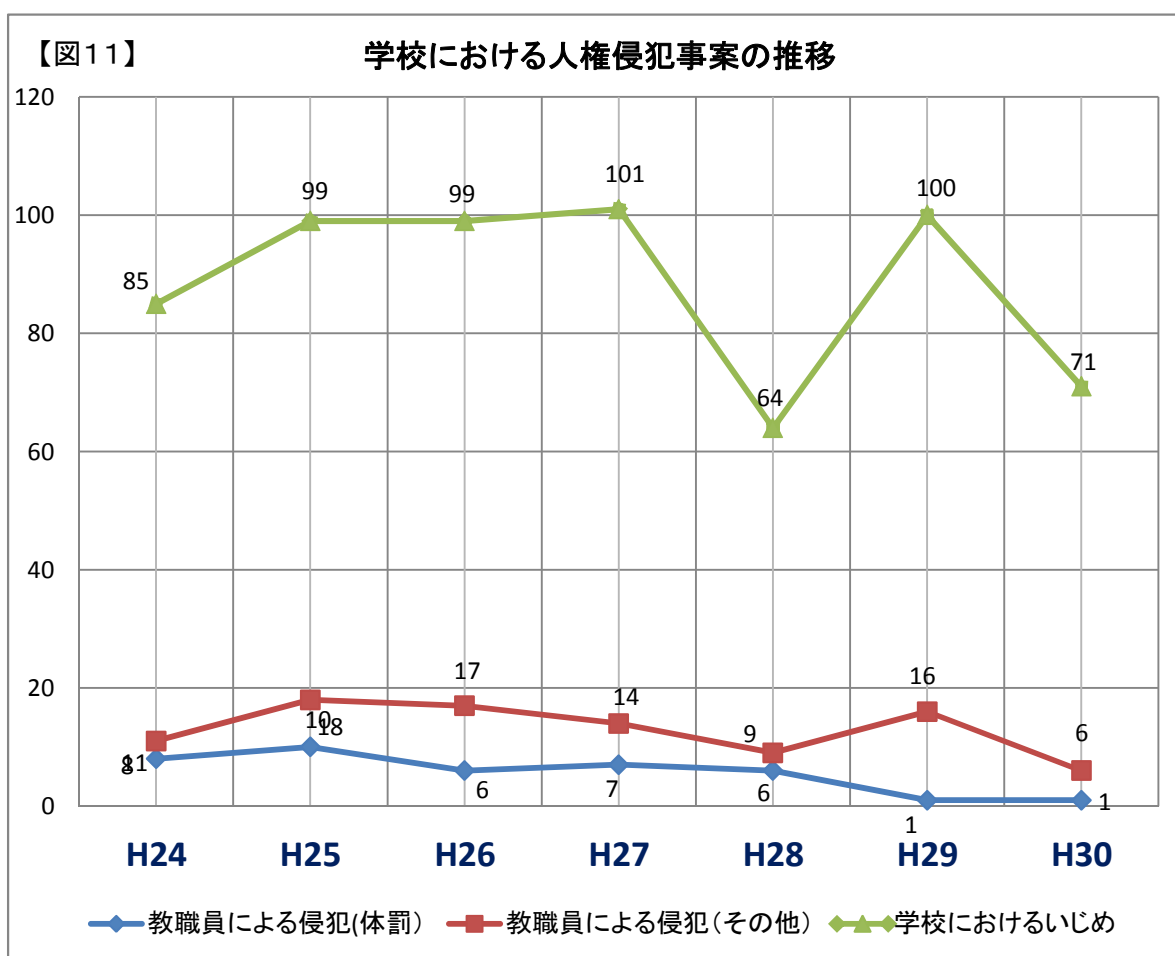




学校における人権侵害事案の推移

【表3】

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
教職員による侵害(体罰)	8	10	6	7	6	1	1
教職員による侵害(その他)	11	18	17	14	9	16	6
学校におけるいじめ	85	99	99	101	64	100	71



「女性の人権ホットライン」統計資料

○ 設置目的

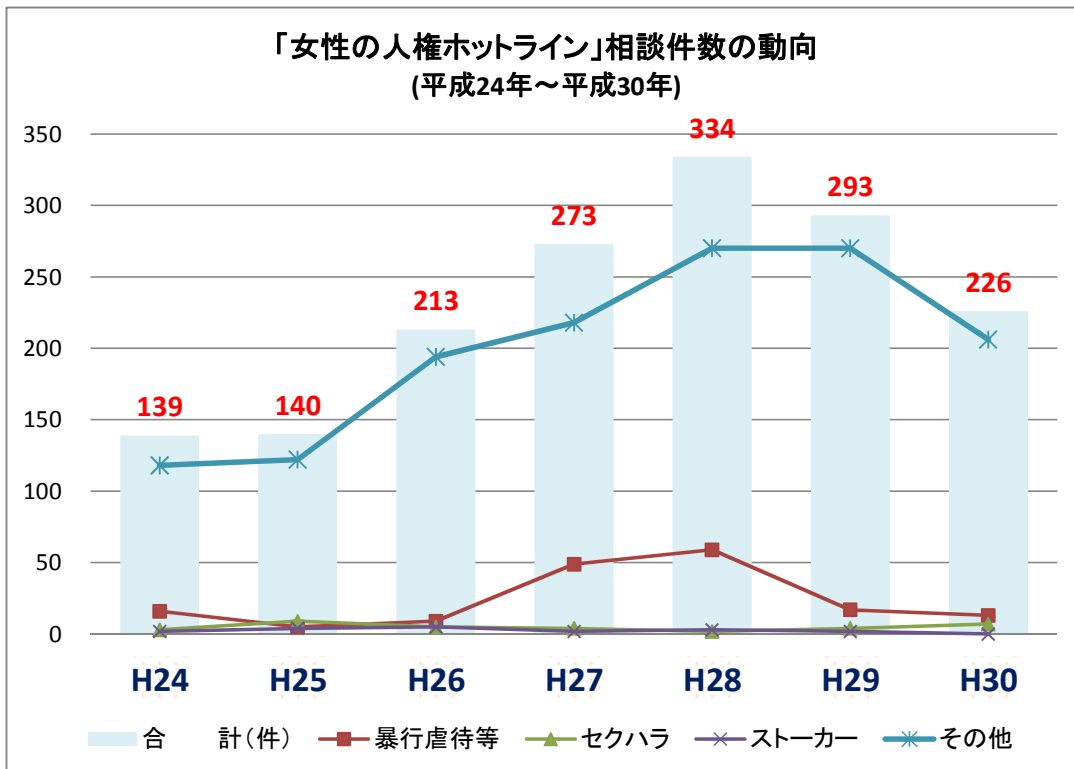
男女共同参画社会基本法の制定を踏まえ、性差別に起因する人権侵害被害者の救済を推進するため、平成12年7月3日、全国50の法務局・地方法務局の本局に、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置し、夫やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等様々な女性の人権問題をめぐる相談を専門的に受ける体制を整備した。相談者の利便性の更なる向上のため、平成18年4月から電話番号を全国共通としている。

○ 月別利用件数・主な相談内訳

平成30年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計(件)
暴行虐待等	1	0	0	2	0	1	1	1	1	1	5	0	13
セクハラ	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	2	0	7
ストーカー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	18	13	23	15	16	6	18	20	11	3	47	16	206
合計(件)	19	13	23	17	16	7	19	21	17	4	54	16	226

○ 年別利用件数・主な相談内訳

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
暴行虐待等	16	5	9	49	52	17	13
セクハラ	3	9	5	4	2	4	7
ストーカー	2	4	5	2	3	2	0
その他	118	122	194	218	277	270	206
合計(件)	139	140	213	273	334	293	226



「子どもの人権110番」統計資料

○ 設置目的

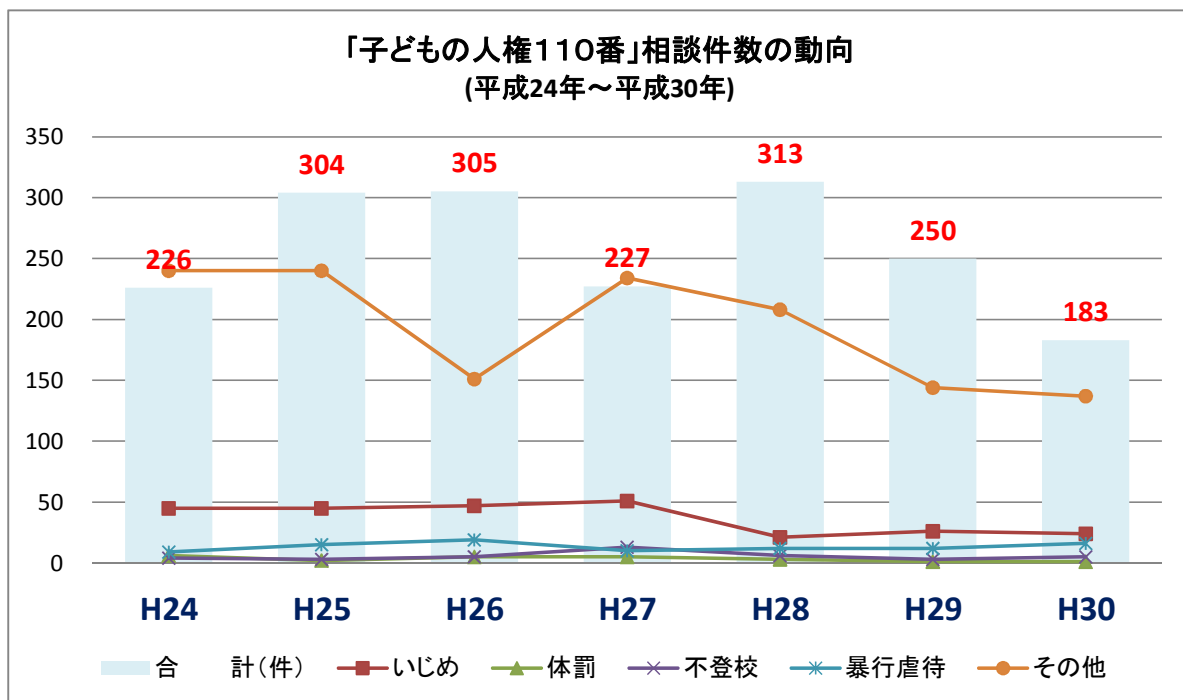
子どもをめぐる人権問題は、周囲の目につきにくいところで起こっていることが多く、被害者である子ども自身にも身近な人には話しにくいといった状況があることから、子どもの発する信号をいち早くキャッチし、その問題を解決に導くため、全国50の法務局・地方法務局に、専用相談電話「子どもの人権110番」を設置し、いじめ、体罰、児童虐待等を始めとした子どもの人権問題をめぐる相談を専門的に受ける体制を整備した。相談者の利便性の更なる向上のため、平成18年4月から電話番号を全国共通とし、平成19年2月からフリーダイヤル化している。

○ 月別利用件数・主な相談内訳

平成30年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計(件)
いじめ	0	1	5	1	2	3	1	2	4	2	3	0	24
体罰	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
不登校	0	0	0	0	0	0	0	3	2	0	0	0	5
暴行虐待	2	2	1	0	1	0	0	7	3	0	0	0	16
その他	1	7	20	10	10	18	10	25	10	9	12	5	137
合計(件)	3	10	27	11	13	21	11	37	19	11	15	5	183

○ 年別利用件数・主な相談内訳

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
いじめ	45	45	47	51	21	26	24
体罰	6	2	5	5	3	1	1
不登校	4	3	5	13	6	4	5
暴行虐待	9	15	19	10	12	13	16
その他	240	240	151	234	208	142	137
合計(件)	226	304	305	227	313	250	183



「子どもの人権SOSミニレター」相談内容別受理件数の動向

○ 設置目的

送信用封筒と便箋を一体化し、料金受取人払手続を施した「子どもの人権SOSミニレター」(小学生用及び中学生用の2種類)を、平成18年から全国の小・中学校の児童・生徒に配付することにより、身近な人にも相談できない子どもたちの悩みごとを的確に把握するとともに、送付されたミニレターには、法務局職員や人権擁護委員が、子どもが希望する方法により返信し、学校及び関係機関と連携を図りながら、子どもをめぐる人権問題の解決に当たっています。

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
体罰	5	0	4	6	3
いじめ	158	138	113	106	121
虐待	5	4	9	2	11
その他	256	227	169	168	167
合計	408	424	369	282	302

